

裁 決 書

審査請求人

審査請求人代理人

処分庁

笛吹市福祉事務所長

審査請求人が平成28年12月28日に提起した処分庁による笛吹市福祉事務所長の生活保護申請に対する審査請求（事件番号：福H [REDACTED]）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

事 案 の 概 要

- 1 平成28年12月5日、審査請求人及び審査請求人代理人が、処分庁である笛吹市福祉事務所に来所し、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による生活保護開始申請書（以下「本件申請書」という。）を提出した。審査請求人は、かつて笛吹市内に居住し、笛吹市から生活保護を受給していたが、その後、同市内の居住先を退去し住居不定のホームレスとなり、刑事事件を起こし、平成28年9月15日に逮捕拘留、同年12月5日に判決を受け、拘留解除により甲府刑務所を出所しており、処分庁は審査請求人の居所確保予定地が笛吹市内であることを確認し、同日本件申請書を受理した。
- 2 平成28年12月12日、処分庁は、審査請求人が [REDACTED] 市内の無料低額宿泊施設（以下「施設」という。）に居住していることを確認した。
- 3 平成28年12月16日、処分庁は、施設を管理する特定非営利活動法人 [REDACTED] より、審

査請求人の入居に伴う家賃・地代証明書が郵送されたことから、居住状況等の確認のため、審査請求人を訪問面接し、審査請求人は拘留が解除された12月5日から同施設に居住をしていること並びに今後も笛吹市内に居住の意思がないことを確認した。

- 4 平成28年12月21日、処分庁はケース診断会議を開催し、拘留解除後直ちに[]市内の施設に身柄があることから、本件申請書について、処分庁は実施機関ではないと判断した。
- 5 処分庁は、ケース診断会議の判断により、平成28年12月22日付けをもって、審査請求人に保護申請却下通知書を簡易書留により郵送し、同月23日、審査請求人の通知受け取りを確認した。
- 6 平成28年12月28日、審査請求人 代理人は、山梨県知事に対し、上記処分の取り消しを求める審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人代理人の主張

処分庁は、審査請求人が生活保護申請後に[]市内の施設において居住していることから、生活保護申請時から笛吹市内に居所がないとしているが、生活保護申請後にどこに居住するかについては審査請求人の自由であり、生活保護申請時点において、審査請求人は住居不定・無職であり、居住地がなく、処分庁の管轄区域内に居住しなければ生活保護申請を受理しないとの対応は、法第19条に定める住居不定者の現地保護の原則に反するものであることから、本件処分の取り消しを求める。

2 処分庁の主張

生活保護申請時に、審査請求人は居住場所・帰来地を持たず、今後は笛吹市内での生活を希望していることから、法第19条第1項第2号における現在地保護の責任を負っていると判断したが、その後の審査請求人との面接において、拘留解除とともに施設への入所が決定していたことから、審査請求人の身柄は、拘留解除直後から笛吹市外の施設にあること、また笛吹市内での物件探しは行っておらず、笛吹市内に居住の意思がないことから、生活保護申請時点で施設を居所としているものと判断した。法第19条第1項第2号における現在地の解釈については、申請者の恣意的選択によるものではなく、実際の生活実態により判断されるべきであることから、審査請求人に対して保護実施責任を負うとは認められず、生活保護申請却下処分は妥当である。

理 由

1 本件にかかる法令等の規定について

生活保護の実施機関については、法第19条第1項第1号に、「その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者」、第2号に「居住地がないか、又は明らかでない要保護者であ

つて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの」と規定している。

2 本件の所分について

処分庁は、審査請求人が拘留解除となった平成28年12月5日から処分庁の管轄区域外の施設に居住していることをもって、法第19条第1項第1号の「居住地を要する要保護者」と主張しているが、審査請求人は、拘留解除となった平成28年12月5日に笛吹市福祉事務所にて生活保護の申請をしたものの、住むあてもないホームレス状態であったことから、南アルプス市内の無料低額宿泊所に身を寄せることとなった。

この「無料低額宿泊所」は、生活困窮者に対し無料又は低額な料金で簡易住宅を貸し付けるもので、入所者の生活困窮の状態が解消されるまで、一時的な利用に留まるものであることを踏まえると、審査請求人は居住地を有する要保護者とするのは誤断である。

よって、審査請求人は、同条第1項第2号の「居住地がないか、又は明らかでない要保護者」であることから、処分庁は、保護の申請をした福祉事務所が現在地となり、「申請時より笛吹市内に居所がないこと」を理由とした保護申請却下処分は不適切である。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成29年6月1日

審査庁 山梨県知事

後藤 齋

